

第29号議案

京都地方税機構旅費条例の制定の専決処分について承認を求める件

京都地方税機構の設立（平成21年8月5日付け総行市第154号総務大臣許可）に伴い、京都地方税機構旅費条例を制定する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年8月19日別記のとおり京都地方税機構旅費条例の制定を専決処分し、同日付けで公布したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

別 記

京都地方税機構条例第15号

京都地方税機構旅費条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第204条第3項の規定により、公務のために旅行する職員及びその他の者（以下「職員等」という。）に支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（旅費）

第2条 職員等に対し支給する旅費に関しては、他に条例に特別の定めがある場合を除くほか、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。